

税所得

確定申告後でも

修正・訂正・更正が可能です

確定申告書を提出した後、所得金額や所得控除額・税額などに誤りを見つけたときは、次のように手続きをして正しい申告額に直してください。

◎申告額を三月十五日までに訂正する場合

その際には、再提出していただく

正しい額に直した確定申告書を

再提出していただけですが、

申告書の上部に、赤書きで「訂正申告」の文字と「当時の申告書の提出年月日」を記入してください。

◎三月十五日が過ぎてから、収入もれや計算誤りなどのため、申告納付した税金の額が少ないことに気づいた場合

正しい額を記入した修正申告書(用紙は税務署にあります)を提出してください。その場合、追加となる税金は修正申告書の提出と一緒に納めることになっています。

なお、追加納付する税金には延滞税がかかることがあります。

◎三月十五日が過ぎてから、申告が納めすぎたなどで、税金が納めすぎとなつていてことに気づいた場合

保母になる方のためには、
36



保母になる方のためには

正しい額に訂正を求める「更正請求書」(用紙は税務署にあります)を提出してください。税務署では提出された「更正の請求書」に基づいて調査を行い、納めすぎであれば税金をお返しいたします。なお、「更正の請求」のできる期間は五十一年三月十五日までです。

保母になるには、保母の資格が必要であり、資格をとるためにには次の二つの方法があります。

▽保母の資格をとる方法

一、厚生大臣が指定する保母養成所等を卒業すること。

これは、大学・短期大学・保

母養成施設等があり、二年以上(夜間部は三年以上)の修業期間内に、福祉・保育・心理・保健等に関する専門教科目を履修します。

二、保母試験に合格すること。

(一)受験資格

①高校卒業者またはそれに相当

—340—

年金相談 コーナー 母子年金の受給要件

問、夫が死亡して母と子二人が残されました。国民年金に加入していると母子年金が受けられると聞きました。

まだ、二年しか保険料をかけていませんし、暮しにも困りませんが、母子年金を受けられるでしょうか。

3、妻が夫の死亡の当时、夫によつて生計を維持されていたこと。

4、妻が夫の死亡時、妻または夫の十八歳未満の子があるか、または一定の廃疾状態にある二十歳未満の子と同一の生計にあること。

この中で、2の所定の保険料拠出要件とは次の通りで、そのいずれかにあればよいのです。

1、夫が死亡した場合。2、妻が被保険者であつて、夫の死亡に保険料納付済期間が十五年以下の前日において所定の保険料拠出要件を満たしていることです。

(1)死亡日の属する月の前月までに保険料納付済期間が十五年以下の前日において所定の保険料拠出要件を満たしていること。

(2)死亡日の属する月の前月までに保険料納付済期間が十五年以下の前日において所定の保険料拠出要件を満たしていないこと。

以上の条件のいずれかを満たしていれば、資産や所得の有無にかかわらず、母子年金は受けられます。

する資格があると認められた者

②十八歳以上になつてから三年以上児童福祉施設で児童保護の実務経験がある者などです。

県営住宅の入居

三月上旬に募集

横芝小学校近くの大島団地内に増築された県営住宅の入居者の募集は次の予定で行なわれます。

(二)試験科目 ①社会福祉事業一般②児童福祉事業概論③児童心理学及び精神衛生④保健衛生及び生理学⑤看護学及び実習⑥栄養学及び実習⑦保育理論⑧保育実習、以上八科目を、三年以内に合格すれば保母の資格がとれます。

なお、詳細については、社会部婦人児童課児童育成係(電話、千葉23-1-332-4)までお問い合わせください。

三月上旬、横芝町役場建設課で行います。なお、入居は四月上旬の予定です。建物は、簡易耐火構造二階建、家賃は一万六千円(一ヶ月八千円)。

申込受付及び場所

三月上旬、横芝町役場建設課で行います。なお、入居は四月上旬の予定です。建物は、簡易耐火構造二階建、家賃は一万六千円(一ヶ月八千円)。

申込受付及び場所